皇室事項

御祝電

天皇陛下は、二月二十七日ドミニカ共和国の独立記念日につき、同月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国鉄労働組合から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成26年３月１日午前零時以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全国（沖縄県を除く）の全職場において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 26 年２月 28 日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ジェイアール北海道バス株式会社、ジェイアールバス東北株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、ジェイアール東海バス株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、中国ジェイアールバス株式会社

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国鉄西日本動力車労働組合から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成26年３月２日午前０時以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げた日本貨物鉄道株式会社の路線および付随する施設（大阪府、兵庫県及び岡山県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 26 年２月 28 日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

大 阪 府　山陽本線、東海道本線
兵 庫 県　山陽本線
岡 山 県　山陽本線

公　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成 26 年２月 28 日

金融庁長官　畑中龍太郎

所在地の変更のあった者

⑴　名称　アルカディア・ファンディング・コーポレーション
変更後の所在地　ケイマン諸島グランド・ケイマンＫＹ１―1104、クリケット・スクエア、バウンダリー・ホール、エルジン・アベニュー171、郵便私書箱1984、ドイチェ・バンク（ケイマン）リミテッド気付

⑵　名称　カデンツァ・ファンディング・コーポレーション
変更後の所在地　ケイマン諸島、ＫＹ１―9005、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・エスピーヴィ（ケイマン）・リミテッド

⑶　名称　ニホンバシ　ホールディング　ピーティーイー　エルティーディー
変更後の所在地　シンガポール共和国、アンソン・ロード３、スプリングリーフタワー＃27―01

⑷　名称　株式会社サンケイビル
変更後の所在地　東京都千代田区大手町一丁目７番２号

⑸　名称　ナガイレーベン株式会社
変更後の所在地　東京都千代田区鍛冶町二丁目１番10号

⑹　名称　東京レジデンシャル・インベストメンツ合同会社
変更後の所在地　東京都港区赤坂二丁目10番５号税理士法人赤坂国際会計事務所内

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年２月 28 日

東北地方整備局長　小池　　剛

１　処分をした年月日　平成26年２月７日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ハシモトホーム　橋本　貞夫　青森県八戸市類家四丁目５番２号　国土交通大臣許可（特―22）第16291号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年１月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

共同研究者の募集

国土技術政策総合研究所共同研究実施規程（平成14年３月28日国官技第378号、国総技第124号）に基づき実施する共同研究の公募課題を次のように定めたので、その研究を共同実施する者を公募する。

平成 26 年２月 28 日

国土技術政策総合研究所長　酒井　利夫

１　研究の題目
①ソーシャルメディア分析によるリアルタイム災害発生情報検知手法の確立
２　研究の題目及び申請手続きに関する詳細
国土技術政策総合研究所ホームページ
http://www.nilim.go.jp/

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第１３８号
栃木県足利市利保町105番地
申立人　山口　　靖
本籍栃木県足利市雪輪町2185番地、最後の住所栃木県足利市雪輪町2139番地、死亡の場所栃木県足利市、死亡年月日平成25年８月１日、出生の場所栃木県足利市、出生年月日昭和８年４月27日、職業無職
被相続人　亡　山口　英子
事務所栃木県足利市丸山町614番地の１　富岡法律事務所
相続財産管理人　弁護士　富岡　規雄
宇都宮家庭裁判所足利支部

平成２５年（家）第１６８９号
さいたま市見沼区東大宮５丁目33番地14　ミカミビル２階　鹿目司法書士事務所
申立人　鹿目　禎二
本籍埼玉県さいたま市北区日進町２丁目1021番地５、最後の住所埼玉県さいたま市見沼区大字新堤８番地１　209、死亡の場所埼玉県さいたま市大宮区、死亡年月日平成25年11月15日、出生の場所埼玉県北足立郡与野町、出生年月日昭和32年１月15日、職業無職
被相続人　亡　細渕　信一
事務所さいたま市大宮区桜木町１―10―16　シーノ大宮ノースウィング14階Ｂ　アーク法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大澤　一司
さいたま家庭裁判所

平成２５年（家）第１７７６号
東京都千代田区霞が関１丁目１番１号
申立人　国
本籍埼玉県鴻巣市箕田119番地６、最後の住所埼玉県鴻巣市箕田119番地の６、死亡の場所埼玉県鴻巣市、死亡年月日平成25年２月11日、出生の場所東京都葛飾区、出生年月日昭和20年２月23日、職業自営業（サッシ取付業）
被相続人　亡　戸部　勝義
事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町７―11―２　松栄浦和ビル４階　新埼玉法律事務所
相続財産管理人　弁護士　坂下　裕一
さいたま家庭裁判所

平成２５年（家）第７１９６号
東京都練馬区春日町１丁目10番19―203
申立人　小林　　勇　外１名
本籍東京都品川区戸越３丁目914番地、最後の住所川崎市幸区中幸町２丁目18番９、死亡の場所川崎市幸区、死亡年月日平成元年６月９日、出生の場所東京市麻布区飯倉町、出生年月日大正６年２月２日、職業無職
被相続人　亡　小林　里子
川崎市川崎区榎町１番８号ニッコービル３階　小山法律事務所
相続財産管理人　弁護士　狩野　直哉
横浜家庭裁判所川崎支部